

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第6号

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年聖籠町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中「午前8時30分から午後6時まで」を「午前8時15分から午後5時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。